

太田市立旭中学校
令和8年度新入生
入学説明会



令和8年2月5日（木）

受付開始 13:40

時 間 14:00～15:30

部活見学 15:40～16:30

校 章

旭(ASAHI)のAを4つ組合せ、細いラインで太陽光線を表しています。
ラインの数「4」は4つの校訓、学区の4つの地区を示しています。

旭中学校 電話番号 0276-48-5631

旭中学校 メールアドレス⇒ota.asahi5631@gmail.com

本資料の目次

ページ番号	内容
p.1	1. 学校経営の方針、2. 各教科授業時数
p.2	3. 主な年間行事、4. 定期テスト、5. 校時表
p.3	6. 欠席連絡、7. 学校生活
p.4	8. 学校部活動、9. 自転車通学
p.5	10. 集金関係
p.6	11. 諸連絡（入学式の予定含む）
p.7～10	自分で判断ができる旭中学生（令和7年度版）
p.11～13	学校保健
p.14～15	『災害共済給付制度』のお知らせ
p.16	旭中自転車通学規定
p.17～18	安全通学カード・交通事故対応・不審者対応
p.19～20	連絡メールの保護者登録について
p.21	連絡メール2の活用について
p.22	個人情報提供について（お願い）
p.23,24	ケータイ・スマホはお子さんに本当に必要ですか
p.25	太田市における休日の部活動の地域展開について【令和8年度】
p.26	学校部活動以外の地域クラブ活動から参加を検討している皆さんへ
p.27	全国中学校体育大会の規模縮小を受けての対応について
提出書類①	『災害共済給付制度』への加入について（ピンク）【4月7日提出】
提出書類②	令和8年度自転車通学許可申請書（黄色）【4月7日提出】
提出書類③	自転車通学路登録届け【4月7日提出】
提出書類④	入学通知書（太田市から2月中に各ご家庭に届く）【4月7日提出】

本日の次第

1. 学校長あいさつ.....当山校長
2. 主な行事予定について.....教務主任 千明
3. 学校生活について.....生徒指導主事 井上
4. 部活動について.....部活動主任 御子柴
5. 自転車通学について.....安全主任 渡辺
6. 保健関係について.....養護教諭 山口
7. 集金関係、諸連絡について.....教務主任 千明
8. 連絡メールの保護者登録について.....教務主任 千明
9. 質疑応答
- 休憩
- 親子で学ぶスマホとの付き合い方

あさがっぱ

あさピー



旭中 HP ↓



1 学校経営の基本方針

(1) 旭中の教育目標

旭中の教育目標 心豊かに かしこく たくましく

校
訓

＜自学＞ 学ぶ意欲をもち、自ら努力する生徒

＜共同＞ 自他を認め、ともに力を合わせる生徒

＜克己＞ 心身ともに健康で、困難に立ち向かう生徒

＜奉仕＞ 感謝の気持ちを持ち、すすんで奉仕活動に取り組む生徒

※ 一人一人の生徒が実践する態度目標となります。

(2) ASAHI MIND

ASAHI MIND

- ・相手のことを考えられる心
- ・気づき、自ら行動しようとする心
- ・ことばで思いや考えをつたえようとする心
- ・仲間と協力しようとする心
- ・自分のよさを感じる心

※ 五つの心を常に意識して学校生活を送ります。

2 各教科年間授業時数

区分	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語	道徳	学活	総合	合計
1年	140 (4)	105 (3)	140 (4)	105 (3)	45 (1.3)	45 (1.3)	105 (3)	70 (2)	140 (4)	35 (1)	35 (1)	50 (1.4)	1015 (29)
2年	140 (4)	105 (3)	105 (3)	140 (4)	35 (1)	35 (1)	105 (3)	70 (2)	140 (4)	35 (1)	35 (1)	70 (2)	1015 (29)
3年	105 (3)	140 (4)	140 (4)	140 (4)	35 (1)	35 (1)	105 (3)	35 (1)	140 (4)	35 (1)	35 (1)	70 (2)	1015 (29)

※ () 内は週あたりの時数。端数がある教科は前期・後期で時間数の変わる教科です。

※時間割表は月曜日～金曜日まで各6時間で合計30時間。月曜日の6校時は行事をおこなったり、生徒会に関わることをしたりすることがあります。

3 主な年間行事（令和8年度【予定】）

4月	新任式 始業式 入学式 対面式 部活動紹介 学年始め(実力)テスト 交通安全教室 PTA総会 ※保健関連・各種検診
5月	授業参観① 学級懇談会 市総体壮行会 市総合体育大会（運動部各部6月初旬まで） 生徒総会 ※保健関連・各種検診 少年の主張校内大会
6月	歯科講話・ブラッシング指導 期末テスト 避難訓練① 修学旅行（3年） 校外学習（2年） 人権週間（前期）
7月	終業式 県総体壮行会 県総合体育大会（運動部） 情報モラル講習会①（保護者参観可） 東部地区コンクール（吹奏楽部）
8月	教育相談（1年生全員、3年生全員、2年生希望者） 県コンクール（吹奏楽部） 登校日
9月	始業式 夏休み明けテスト 市新人大会（運動部） 1年榛名高原学校【9月9日（水）、10日（木）】
10月	立会演説・生徒会役員選挙 中間テスト 体育祭 地域清掃
11月	教育相談（2年生全員、3年生全員、1年生希望者） 期末テスト 避難訓練② 合唱コンクール
12月	人権週間（後期） 人権講話 情報モラル講習会②（保護者参観可） 終業式
1月	始業式 冬休み明けテスト（1・2年） 入試開始（3年） 避難訓練③
2月	立志に関する学習（2年） 授業参観②（1・2年） 学級・学年懇談会 期末テスト 公立高校入試（3年）
3月	3年生を送る会 卒業式 修了式 離任式

4 定期テスト（令和8年度【予定】）

- ・期末・中間テスト …… 学期ごとに実施（中間テストは2学期のみ実施します）
- ・学年始め・夏休み明け・冬休み明けテスト等の実力テスト …… 1・2年で実施
- ・3年実力テスト …… 4月～12月までで7回程度実施

5 校時表（令和8年度【予定】）50分授業

	月～金
職員打合	8:15～ 8:20
登校（出席確認）	8:25
朝読書	8:25～ 8:35
健康観察・朝の会	8:35～ 8:45
1校時	8:50～ 9:40
2校時	9:50～10:40
3校時	10:50～11:40
4校時	11:50～12:40
給食準備	12:40～12:50
給食	12:50～13:10
昼休み	13:10～13:35
移動	13:35～13:40
5校時	13:40～14:30
6校時	14:40～15:30
帰りの清掃	15:30～15:50
帰りの会	15:50～16:00
放課	16:00～

※放課後に会議等がある場合に、放課時間が変わることがあります。

※16:00～16:45 あさピー教室（補充学習・対象は希望者）を実施しています。

6 欠席連絡について

※欠席・遅刻の連絡は、当日8:10までに、保護者がGoogleフォームをお願いします。

Googleフォームですので、欠席することがわかった時点で、送信してかまいません。

欠席時には必ず連絡をお願いします。

GoogleフォームのURLは、本日の入学説明会后、連絡メール2を通して送信いたします。

「連絡メール2」への登録については、p.19,20,21をご参照ください。

7 学校生活（令和7年度）

(1) 制服・カバン・体育着・トレーナー・上履き・ヘルメット等必要な物品について

① 制服・カバン…学校指定

② 体育着・トレーナー・上履き（新1年生は青色ライン）…学校指定

- ・3年生になるまでに古くなり、学年の途中で買い換える生徒が多いです。購入時に必要以上に大きいサイズを購入することは避け、適正サイズのものを購入してください。

- ・令和7年度より、購入するトレーナーの色がグレーとなりますが、以前旭中指定だった色のトレーナーを着用してもかまいません。

③ ウインドブレーカー…学校指定

- ・適正サイズのものを購入してください。

④ ヘルメット…安全規格を満たしているもの

- ・自転車通学を希望する場合や、校外学習、部活動の対外試合や大会等で必要になります。小学校で使用したものでも認めておりますが、保証期間にご注意ください。

⑤ 通学靴について

- ・学校指定はありませんが、体育の授業にも使用できるランニングシューズを購入してください。（制服に合う色の靴が望ましい）

⑥ 制服登校日…月曜日、テスト日、始業式・終業式などの学校行事がある日など

⑦ 小学校で使用した次の教具は中学校でも使用します。

・ソプラノリコーダー	・書道セット	・水彩絵の具セット
・裁縫セット		

(2) 「自分で判断できる旭中学生」(P.7～p.10参照)

8 学校部活動について

(1) 部活動に入るか、入らないかは自由です。(入部は強制ではありません)

(2) 令和7年度活動中の部

①野球 ②陸上 ③ソフトテニス ④バスケットボール ⑤バレーボール(女子のみ)
⑥卓球 ⑦バドミントン ⑧吹奏楽 ⑨美術

※人数が団体競技上満たなかった場合などにより、部によっては年度途中で休部または廃部になる可能性があります。

(3) 種目・部員数(令和7年 12月現在)

部 活 名	1年男子	2年男子	1年女子	2年女子
野球(男女)	7	5	0	0
ソフトテニス(男子)	8	0		
ソフトテニス(女子)			4	8
バスケットボール(男子)	10	6		
バスケットボール(女子)			7	4
卓球(男子)	1	4		
卓球(女子)			3	0
陸上競技(男女)	1	6	3	2
バドミントン(男)	8	11		
バドミントン(女)			9	4
バレーボール(女)			9	3
美術(男女)	0	0	8	6
吹奏楽(男女)	0	0	4	3

(4) 令和7年度 最終下校時刻

以下は今年度の最終時刻です。来年度に関しては変更になる可能性もあります

月	最終下校時刻	月	最終下校時刻
4月～9月	17:30	10月～3月	17:00

※①上記下校時刻は、完全下校時刻です。完全下校時刻とは、部活動を最大時間行った場合に下校する最終時刻となります。

※②部活動の運営は顧問裁量です。上記時刻より早く終了したり、活動をしない日があったりします。

(5) 太田市における休日の部活動の地域展開について【令和8年度】(p.25参照)

(6) 令和8年度群馬県中学校体育大会(総体・新人)学校部活動以外の地域クラブ活動から参加を検討している皆さんへ(p.26参照)

(7) 令和9年以降の全国中学校体育大会の規模縮小を受けての対応について(p.27参照)

9 自転車通学について(P.16参照)

徒歩登校と自転車登校について

①入学式翌日の4月8日(水)は、1年生は徒歩通学とします。昨今、登下校中の交通事故が少なくありません。生徒に登校する際の危険箇所を丁寧に把握してもらうためです。

②4月9日(木)は、1年生は自転車を転がしながら登校します。この日に旭中サポート隊に来ていただき、自転車点検を行う予定です。

10 集金関係 ※集金方法、金額については変更もあり得ることをご了承ください。

(1) 学年費・生徒会費集金

①学年費：1ヶ月200円、生徒会費：1ヶ月200円、4月に年間合計の5,000円を集金します。

※修学旅行（3年）の「旅行積み立て」は旅行業者扱いの「口座引き落とし」となります。

1年生の3学期に手続き等を行う予定です。

(2) 教材費等の臨時集金

①学年共通購入のワーク・教材・実力テスト等の代金は、旭中玄関で教材業者に直接支払います。

(令和7年度の1年生は、総額 20,000円程度でした)

②榛名高原学校にかかる費用(令和7年度は11,000円でした)は、臨時集金で集めます。

(3) PTA会費・後援会費

①PTA会費：1ヶ月200円、後援会費：1ヶ月400円、年間を合計して7,200円を2回に分けて集金します。(5月と10月の2回、前期・後期に分けて集金します。)

②PTA会費については、一戸で2人以上在学している場合は、上級生の生徒が納入します。(下の子は後援会費のみの集金となります)

<PTA活動について>

旭中学校では、PTA会費や後援会費により、多くの諸行事を運営することができています。

例えば、各部活動や各専門委員会における運営費、卒業時の胸花や卒業生への記念品等、また、各部活動の運営費、体育祭や合唱コンクールなど学校諸行事に関わる運営費などです。

これらを太田市からの支援だけで運営していくことは難しいのが現状です。

子どもたちの安心・安全な教育活動をしていくために、PTA会費・後援会費を活用させていただいているところです。

ただし、PTA会員への加入が強制されるものではないことも確かです。

PTA会員への加入は義務ではありません。

PTA会員への加入をされない方は、旭中までご連絡ください。

PTA会員に加入しないといった場合に、こういった面でご配慮いただかなければならない事があるのか、また、部活動費や行事面で大きな費用を納めている後援会費のみの集金をお願いすることなどについて、ご相談させていただきたく存じます。

「PTA」とは、保護者と教師が協力しながら、子どもたちの成長をサポートすることが目的とされているものです。価値観が多様化している現代ですが、保護者の皆様から様々なご意見をいただきながら、子どもたちの成長のために、よりよい教育活動について追求していきたいと考えております。

(旭中PTA)

1 1 諸連絡

(1) 日本スポーツ振興センター「災害給付制度」への加入について (p.14,15)

- ・ピンク色の用紙「災害給付制度について(同意書・委任状)」に記入・捺印し、入学式当日、受付に保護者が提出してください。掛け金(保護者負担額)は学年費より支払う予定になっています。

(2) 「自転車通学許可申請書(黄色)」と「自転車通学路登録届け」について

- ・黄色の用紙「自転車通学許可申請書」と「自転車通学路登録届け」に記入・捺印し、入学式当日、お子さんに持たせてください。教室で担任が回収します。

(3) 入学式

ア 日時

令和8年4月7日(火)

学級表示…9:15(9時から来校可能です。お車は本校校庭へ)

学級を確認後、生徒は生徒玄関から教室へ、保護者は体育館入口へ

新入生学活…9:25 学活開始(各教室で、出会いの挨拶と入学式に向けて)

保護者受付…9:25~9:45(体育館)

新入生入場…10:00

イ 式場

体育館

ウ 受付場所

体育館入り口(校庭から体育館入り口(南側)に向かい、
武道場の方にお並びください)

エ 生徒服装

旭中学校の制服

オ 当日持ってくるもの・提出物

- ・保護者…<提出物>以下2点です。受付にて、保護者が提出してください。

①入学通知書、②災害給付制度について(同意書・委任状)(ピンク色の紙)

保護者は、その他筆記用具と上履きをご持参ください。

- ・生徒…<提出物>以下2点です。教室で、生徒が担任に提出します。

①自転車通学許可申請書(黄色)、②自転車通学路登録届け

<持ち物>

①学校指定カバン(配布された教科書等を入れます)、②筆記用具、

③上履き(名前を書いておいてください)

カ 登校後の動きの確認

①9:15 生徒玄関前に掲示されたクラス編成名簿(生徒名)の表示を見る

②生徒は生徒玄関の下駄箱に靴を入れて教室へ、保護者は体育館入り口前でお待ちください。

③9:25 新入生は教室で学活開始です。保護者は体育館にて受付開始です。

キ 駐車場

- ・9時から「本校校庭」をご利用ください。

ク 保護者会

- ・入学式の後に、体育館で保護者会を行います。

自分で判断ができる旭中学生（令和7年度版）

旭中学生指導部

I 旭中が目指す方向

1. 学校教育目標

○旭中の学校教育目標

心豊かに かしく たくましく

○目指す生徒像（校訓）

自学 学ぶ意欲をもち、自ら努力する生徒

共同 自他を認め、ともに力を合わせる生徒

克己 心身ともに健康で困難に立ち向かう生徒

奉仕 感謝の気持ちを持ち、すすんで奉仕活動に取り組む生徒

2. ASAHI MIND

ASAHI MIND

- ・相手のことを考えられる心
- ・気づき、自ら行動しようとする心
- ・ことばで思いや考えをつたえようとする心
- ・仲間と協力する心
- ・自分のよさを感じる心

3. 生徒指導主事から

大きな時代の変化の中で生きる中学生にとって、自ら考えて判断し、行動する力が必須となる。T.P.O（時間、場所、場面）に合わせ、場にふさわしい服装や髪型などにすることは、社会人として大切な基礎となる。しかし、ルールが当たり前という考え方ではなく、どうしてそのようなルールとなっているのかを、先生と共に考えられる生徒となってほしい。ASAHI MINDを大切にしながら、正しい判断ができる旭中学生を目指してもらいたい。学校を変えられるのは、君たち以外にはいない。

Ⅱ 服装規定

1. 服装

(1) 制服・体育着・トレーナー・ウィンドブレーカー・上履き（学校指定のもの。）

(2) 靴は、ランニングシューズとする。

(3) 靴下

《制服の時》（公式な場の服装）

色は白・黒・紺色、無地のものとする。ふくらはぎにかかる長さのものとする。

《体育着の時》

安全上、くるぶしが完全にかくれるものとする。

(4) 冬季の服装

・ウィンドブレーカー、マフラー（ネックウォーマー）手袋は、気温に合わせた選択をすること。

(5) その他

- ・制服登校は、式の日、月曜日、テスト日、それ以外に指定された日とする。
- ・部活動で使うユニフォームや練習着は、部活動時と登下校に着用してよい。

2. 頭髪等

- ・清潔感のある頭髪にする。
- ・染色せず、整髪料・飾りなどはつけない。
- ・入試等に対応できる状態で学校生活を送る。

〔入試対応の目安〕

前髪は眉にかからない。かかるときはピンでこめかみ辺りで留める。

横は耳にかからず、後ろはつめ襟にかからない。

肩にかかる場合は、耳より下の位置で束ねる。

その際、髪のをとめるピンはできるだけ小さく最小限とし、それでもまとまらない場合は切ることを勧める。ゴムは派手でないものとする。

- ・体育の授業や部活動後にくしを使用する場合は、トイレや更衣室で使用する。授業中や教室では使用しない。（公共の場のマナー）

※ここに載っていることが、全てではありません。悩みや、困ったことがあれば相談してください。

Ⅲ 生徒心得

～学校生活～

1. 登下校

- ①始業時刻は8:25とする。(8:20着席朝読書準備、8:25読書開始)
- ②欠席や遅刻は8:10までに保護者がグーグルフォームで連絡をする。
(緊急の場合のみ学校に電話連絡をする。)
- ③通学は徒歩を基本とする。自転車通学許可を得ることで、自転車通学をすることができる。

2. 校内全般

- ①校舎、教具(机、いす、清掃用具、かぎなど)を大切に使う。
破損した場合、必ず先生に申し出る。
- ②けが、病気は担任もしくは授業の先生に申し出てから保健室へ行く。
- ③授業・部活動に関係ないものは、持ってこない。

3. 授業

- ①授業の始めと終わりのあいさつをしっかり行う。
- ②チャイム前着席、チャイム授業開始を徹底する。

4. 休み時間

- ①次の授業の準備をしてから休憩する。特別教室に移動する場合は、早めに移動する。
- ②室内やホールでは、他人の迷惑にならないよう静かに過ごす。
(公共の場でのマナー)
- ③ベランダは、原則使用しない。用事のあるときは必ず担任に申し出る。
(安全のため)
- ④他の教室には、入らない。また、他の学年の階にも用事のあるとき以外は行かない。
(盗難やイタズラ防止のため)

5. 給食

- ①食事前は手洗いをし、当番はエプロン・三角巾・マスクを必ず着用する。
- ②正しいマナーで食事をする。

6. 放課後

- ①残って仕事をする場合は、必ず担任や担当、顧問に申し出る。
- ②あさピー教室で学習する際は、当日の昼休みまでに担任と部活動の顧問に伝える。
- ③各部活動ごとに部室の鍵締めなどは責任をもって行う。

～校外生活～

7. 家庭生活

- ①外出する際は、親に行き先と帰宅時間を必ず伝える。
夜間の外出や外泊はしない。（夜 10 時以降の外出は補導の対象）
- ②学校から配布された印刷物等は大切に持ち帰り、必ず保護者に渡す。
- ③インターネットを安心・安全に使うために「おぜのかみさま」を意識して行動する。

- | | |
|-------------|-------------|
| お…写真をおくらない | か…悪口を書き込まない |
| ぜ…ぜったいあわない | み…有害サイトをみない |
| の…個人情報をのせない | さ…出会いをさがさない |
| | ま…ルールをまもる |



学 校 保 健

旭中学校・保健室

1 保健室の利用について

保健室は学校の保健センターです。健康診断、身体測定、健康相談、応急処置、保健学習の他、心身の健康に対応していきます。

保健室での対応は教育活動の一環であるため、いくつかの約束事があります。

◎薬は原則として与えません。特に、内服薬は副作用の危険性を伴うことがあるので使用しません。私たちの体には病気やケガを治していこうとする自然治癒力があります。どうしてそうなったのかを一緒に考えていきます。

もし、必要があり、学校に薬を持たせる場合は、担任に申し出るようお願いします。

◎保健室での処置は、あくまでも応急手当です。手当後は、ご家庭でも見ていただき必要な場合は、専門医を受診してください。

◎ベッドの休養は1時間程度とします。回復の見込みがある者に使用を許可し、回復しない場合は早退させます。

◎学校でケガをした場合、緊急時の場合は、学校から病院へ連れて行くことや救急車を要請すること等もありますが、原則として、医療機関受診は保護者の方に連絡後、学校に来ていただき、相談をしてから受診をお願いすることになります。

学校から病院へ連れて行く場合は緊急時ですので、学校から近い救急指定病院や学校医の所へ連れていきます。かかりつけの病院もあることとは思いますが、緊急時の場合ですので、一刻も早く専門機関で診ていただくことを優先します。ご協力をお願いします。（継続治療の場合、ご家庭の判断で転院をしても結構です。）

*生徒や保護者の方の相談にも積極的に関わります。心身両面に関わることなど、何でも結構です。お気軽にお声がけください。

2 入学直後の提出物について

(保健調査)

お子さんの健康状態を詳しくお知らせください。また 現在は健康であっても既往歴がある場合もお知らせください。アレルギーがある場合は詳しく記入してください。

(緊急時利用カード)

家庭連絡に必要となりますので、**昼間保護者の方に連絡がとれる電話番号**をお知らせください。職場や携帯電話の番号等、複数の記入をお願いします。勤務先が変更になった場合等はお知らせください。家庭調査票にも同じように連絡がとれる電話番号を記入してください。

(結核健診問診票)

結核健診のため、事前に結核健診問診票の記入をお願いします。この問診の結果と学校医の診断から精密検査対象者等を決定します。記入漏れのないようにお願いします。

(運動器検診問診票)

この問診の結果と学校医の診断から専門医療機関の受診が必要かどうかを判断します。記入漏れのないようにお願いします。

(心臓検診用調査票及び健康診断票)

心臓検診（1年のみ実施）で使用します。記入漏れのないようにお願いします。

3 健康診断について

健康診断は、病気の早期発見・早期治療につとめ、健康の保持増進を図ることを目的としています。健康診断は、学校保健法で定められており、全員受けなければなりません。日程等は後日お知らせします。検診時は、できるだけ欠席しないようにお願いします。

4 治療のおすすめについて

健康診断の結果に基づき、校医から指示された生徒に「治療のおすすめ」を配布します。速やかに受診し、結果をお知らせください。異常がなかった場合は通知を配布しません。（1学期末に『健康診断結果のお知らせ』を全員に配布します。）

群馬県は、心臓検診結果と腎臓検診結果に関して「要管理」と診断された場合、毎年定期検診結果と管理表を提出していただくことになっています。

5 学校において予防すべき感染症について

感染症の種類

第1種

エボラ出血熱・クラミア、コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病
ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群・中東呼吸器症候群・鳥インフルエンザ・新型インフルエンザ等感染症・及び新感染症

第2種

インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く）・百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎・風しん・水痘（水ぼうそう）・咽頭結膜熱（プール熱）・結核・髄膜炎菌性髄膜炎・新型コロナウイルス感染症

第3種

コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の感染症

上記の病気は、出席停止の扱いになります

（インフルエンザによる出席停止の場合）

登校を再開する際は、医師の指導のもと「インフルエンザにおける療養報告書」（保護者記入）を提出してください。

*インフルエンザの出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」です。（発症日が0日）

出席停止に関する手続きは、原則、上記記載の方法で行いますが、新型コロナウイルス感染症等により、医療の逼迫が懸念される場合は異なる手続き方法になります。

6 日本スポーツ振興センターについて

別紙【独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」への加入について】参照
〔加入同意書の提出〕

本冊子の末尾に、日本スポーツ振興センターへの加入同意書・委任状があります。

記入・押印し、入学式の受付に提出してください。

〔利用する場合の手続き〕

- ① 災害が起こり、受診した場合には、担任・授業及び部活動担当教諭または養護教諭に連絡してください。
- ② 医療機関に記入してもらう書類がありますので、申し出てください。
- ③ 災害共済金が給付されましたら、学校から各家庭に連絡します。給付金は、原則保護者に手渡しになります。

7 アレルギー疾患用学校生活管理指導表について

アレルギー疾患を有する生徒への対応について、群馬県教育委員会では、アレルギー疾患用学校生活管理指導表を作成しました。保護者が健康上の配慮や管理を希望する場合「学校生活管理指導表」をお渡ししますので、主治医に記入を依頼し、学校に提出してください。学校内での共通理解と体制づくりに活用します。

アレルギーがあり学校生活で配慮が必要な場合は、必ずご連絡ください。

8 歯科健康診断・口腔内写真撮影について

例年、歯科健診に加え、1年生は口腔内写真の撮影があります。当日は、朝の歯磨きを丁寧にして登校させてください。各自の口腔内写真は歯科校医により、歯肉炎症部位の判定と診断をしたのち、歯科校医と歯科衛生士による歯科指導を受ける際に使用します。

9 教育相談について

本校ではスクールカウンセラーによる面談を予約制で実施しています。お子さんはもちろん、保護者の方も利用できます。お気軽にご相談ください。予約は、担任または養護教諭までご連絡ください。

「災害共済給付制度」のお知らせ

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と学校（園）の設置者との契約（災害共済給付契約）により、「学校の管理下」における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、学校（園）の設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

■災害共済給付制度の特色■

- ☐ 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- ☐ 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- ☐ 学校の責任において提供した食物によるO-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

対象となる学校（園）

義務教育諸学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校）の小学部及び中学部を含みます。
高等学校	高等学校（全日制、定時制及び通信制） 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となります。
幼保連携型認定こども園	
高等専修学校	高等専修学校（昼間学科、夜間等学科及び通信制学科）
保育所等	児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業（児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業）を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設

※国立、公立、私立の別を問いません。

共済掛金の額（令和7年度）

災害共済給付への加入は、学校（園）の設置者が保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、学校（園）の設置者が一括加入の手続きをとります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

（児童生徒等1人当たり年額 単位：円）

学校種別	一般児童生徒等	要保護児童生徒
義務教育諸学校	920 (460)	40 (20)
高等学校 高等専修学校	全日制 昼間学科	2,150 (1,075)
	定時制 夜間等学科	980 (490)
	通信制 通信制学科	280 (140)
		—
高等専門学校	1,930 (965)	—
幼稚園	270 (135)	—
幼保連携型認定こども園	270 (135)	—
保育所等	350 (175)	40 (20)

※（ ）内は沖縄県における共済掛金の額です。

※ 共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校（園）では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校（園）の設置者が負担します。

※ 学校（園）の設置者が免責の特約を付けた場合は、左表の額に1人当たり15円（高等学校の通信制及び高等専修学校の通信制学科は2円）を加えた額が共済掛金の額になります。

※ 要保護とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。義務教育諸学校、保育所等の児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。

給付の対象となる「学校の管理下」の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 （保育所等における保育中を含みます）	例 各教科（科目）、保育中、特別活動中（学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等）
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	例 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学（通園）する場合	例 登校（登園）中、下校（降園）中
⑤その他、これらに準ずる場合として内閣府令で定める場合	例 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所と住居・寄宿舎との間を合理的な経路・方法で往復するとき

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾 病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、内閣府令で定めるもの (・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	
障 害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 (通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円)
死 亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円(通学(園)中の場合1,500万円)
	突然死 運動などの行為に起因する突然死 (学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 3,000万円(通学(園)中の場合1,500万円)
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死 (学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 1,500万円(通学(園)中の場合も同額)

- JSCが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その額額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 他の法令の規定による給付等(例: 条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

給付金の請求方法 <医療費の場合>

保護者	医療機関等で医療費の証明(「医療等の状況」等)を受け、学校(園)へ提出します。
提出 ↓	↑ 支払
学校(園)	けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」等)を設置者に提出します。
提出 ↓	↑ (支払)
設置者	管内の学校(園)分を取りまとめて、けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」)等をJSCの担当事務所に提出します。
請求 ↓	↑ 支払
J S C	提出された書類を審査の上、給付額を決定し設置者を通して保護者へお支払いします。

※保護者の方へのお願い

「医療等の状況」などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特別の配慮によりご協力をいただいております。
なお、「医療等の状況」などを持参してもその場ですぐに書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。

請求・給付の手続きは、学校(園)・学校(園)の設置者を通じて行われます。保護者の皆様におかれましては、学校(園)からの連絡を受けて必要書類を揃えてください。また、治療の経過を随時報告するなど、学校(園)との密な連携をお願いします。

災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)により定められています。このお知らせは、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

【発行】独立行政法人日本スポーツ振興センター

- 災害共済給付業務は、仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡の6事務所でを行っています。
- 災害共済給付業務に関する詳細は、ホームページをご覧ください。
- 災害共済給付 Web ホームページ: [https:// www.jpnsport.go.jp/anzen/](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/)

JAPAN SPORT
COUNCIL



旭中自転車通学規定 (令和7年12月19日現在)

1. 本校の生徒は、原則は徒歩通学である。但し、自転車通学許可を学校へ申請し許可を得ることで、自転車通学をすることができる。これは、不審者に対する安全対策のための措置であり、すべてにおける優先すべき点は生徒の安全である。
2. 自転車通学許可申請に関わる規定は、以下の通りである。
 - (1) 全校生徒は、自転車通学を常時する・しないに関わらず、許可申請を行うことができる。
 - (2) 許可申請については、自転車通学路登録届け並びに許可申請書を安全担当の教師から受け取り、許可後に、通学許可証と自転車鑑札を受け取ること。
 - (3) 許可申請は、原則として年度の初めとする。(転校・住所変更に伴う許可申請は除く)
 - (4) 防犯登録を行うこと。
 - (5) 自転車総合保険に加入すること。加害者になる可能性があり、車両運転者としての自覚を持つこと。
3. 安全な自転車に関わる規定は、以下の通りである。
 - (1) ベル・ブレーキ・ライトなどの安全基準を満たし、安全な走行ができる自転車であること。(安全点検を行い、自転車安全許可を行う)
 - (2) カギなどの防犯器具が整備されていること。(カギは2つ以上つけることが防犯上望ましい)
 - (3) かごが必ずあること。スポーツバッグ等は前カゴに入れること。(後ろに荷台がある場合、荷台にひもで結ぶのも可)
 - (4) 荷台の後ろが上がっていたり、ハブステップが着けられていたりしている自転車については、二人乗りを想定していると考えられるので、通学用としては認めない。
 - (5) 極端なアップハンドル、ドロップハンドル、その他変形ハンドル及び、通学には必要のない改造がなされている自転車については、安全上危険性が増すため認めない。
 - (6) マウンテンバイク等のレジャーバイク、折りたたみ自転車、電動自転車については、通学用としては認めない。
 - (7) 自転車のスタンドは、両立スタンドが望ましい。(駐輪場の関係上)※その他の点においても、教師の指導に対して、反省が見られない場合は、違反の対象とする。
4. 自転車通学時の規定は、以下の通りである。
 - (1) 登録してある自転車通学路を通ること。
 - (2) 原則として左側走行をすること。
 - (3) 一時停止無視や、並走しないこと。
 - (4) 二人乗り運転をしないこと。
 - (5) 無灯火走行をしないこと。
 - (6) 傘差し運転をしないこと(雨がっぱを着用し、安全に運転すること。)
 - (7) 安全上問題のないヘルメット【あごひもが付いている・インナークッションがある・ひびが入っていない等】を、正しく着用する。
 - (8) 自転車鑑札のある自転車に乗ってくること。(買い換えや故障時は申し出て安全点検を受けること)
 - (9) その他交通ルールを守ること。
 - (10) 冬の寒い日に袖で手を覆っての運転は大変危険です。手が冷たくて寒い場合手袋を使用すること。
5. 登校後、自転車は指定された駐輪場にカギをかけて駐輪し、常に整理整頓を心がけること。
6. 罰則について
繰り返し違反をした場合は、自転車通学禁止期間を設ける場合がある
7. 緊急時の対応(以下のようなことがあったときには直ちに学校へ連絡すること)
 - (1) 自転車の盗難、いたずら
 - (2) 交通事故

付則

1. この自転車通学規定は、平成19年4月19日より施行。平成25年4月4日一部改定。平成27年4月2日、6の一部改訂。平成29年4月5日一部改訂。平成30年度4月5日一部改訂。令和元年度3月9日一部改定。令和7年12月19日一部改訂。

安全通学カード

1 年 組 番	氏名	血液型
2 年 組 番	住所	
3 年 組 番	緊急連絡先	

『・一時停止 ・ 2ストップ ・ 左右確認』

私の通学路

(危険箇所：× 2ストップ箇所：○)

群馬県太田市立旭中学校

〒373-0816 群馬県太田市東矢島町1082

電話番号 0276-48-5631

交通事故対応

1. 自力で動ける場合は、安全な場所へ移動する（安全確保）
 2. 小さな事故であっても必ず警察を呼ぶ
- ※本人たちで状況整理を行わない。状況整理は警察が到着してから。
3. 相手の名前、住所、連絡先、車のナンバーをメモしておく（相手を十分に確認）
 4. 警察には事故の様子を嘘なく話す

もし事故にあってしまったら下に書いてください。

事故相手のお名前：

住所：

連絡先：

車種、色（分かる範囲で）：

車のナンバー：

勤務先：

不審者対応

1. 危険を感じたらすぐに逃げる
2. 警察へ電話し、学校にも状況を伝えるため電話する
3. 近くを通る人に助けを求める
4. 車で追いかけられた場合は車と反対方向へ走る

もし不審者に遭遇してしまったら、分かる範囲で記入してください。

相手の服装：

見た目、特徴：

性別：

被害に遭った場所：

何をされたか：

連絡メールの保護者登録について

太田市立旭中学校

本校では、学校と保護者の迅速な情報共有のため、「連絡メールサービス」を利用いたします。

保護者の皆様は、携帯電話やパソコンで、学校からの配信メールを受信できます。

下記のサービスの概要や利用方法をご参照のうえ、ぜひご登録いただきますようお願いいたします。

1. サービスの概要

○学校から保護者の皆様の携帯電話やパソコンに、メールを一斉配信するサービスです。

○ご利用は無料です。通信料のみ各ご家庭でのご負担となります。

○皆様のメールアドレスは、学校にはわからないようになっており、個人情報がかきんと保護されています。

メールアドレスが他の目的に使用されることはありません。

2. ご利用方法

利用希望の方はメールアドレスの登録が必要です。携帯電話あるいはパソコンより

「touroku@education.ne.jp」宛に空メールを送信、登録用メールを受信後、メール記載のURLより登録を行います。携帯電話の場合、右記を読み取りますと、上記のメールアドレス宛の空メールが作成できます。なお、登録の際には次の学校認証ID（数字8桁）の入力が必要です。



連絡メール2
保護者登録

学校名	太田市立旭中学校
学校認証ID	9071-9671

なお、登録が завершиましたら、登録したメールアドレスとログインパスワードのメモを取って大切に保管してください。メールアドレスを変更したときなど、登録内容を変更する際に必要です。

メールアドレス：	ログインパスワード：
----------	------------

※半角英数字です。

3. 登録時の注意事項

(1)携帯電話の迷惑メール設定によっては、うまく登録できない場合があります。

その場合は、下記の2点をお試してください。

- ・「指定受信」の一覧に「renraku@education.ne.jp」を追加してください。
- ・URL付きメールの受信を許可してください。

詳しい操作方法は機種によって異なりますので、携帯電話各社にご相談ください。

(2)本サービスは暗号化通信を利用しており、暗号化に用いるサーバ証明書は2016年3月1日に「SHA-2」に移行しました。この暗号化通信をご利用いただけない一部携帯電話（一部スマートフォンを含む）では、連絡メール2のサイト接続が必要な機能（登録内容の変更、アンケートメールの回答など）をご利用いただけません。対象機種に関しましては携帯電話各社にご確認ください。

4. 登録情報の変更方法

既に保護者登録をしている場合は、下記手順で学校・お子様の追加登録を行ってください。

- ◆学校・お子様の追加やその他登録内容を変更する場合
右記の「保護者ログイン用二次元コード」を読み取り、保護者サイトに接続します。
* その際、登録したメールアドレスとログインパスワードを入力します。
* 保護者サイト <https://renraku.education.ne.jp/parent/>
- ◆パスワードを忘れた場合
上記登録と同様に空メールを送信すると、パスワードの再設定ができます。
* 保護者登録しているメールアドレスがご利用できない場合は、パスワードの再設定ができません。



連絡メール2
保護者ログイン

※登録方法がわからないときは、サービス提供元（ライズ株式会社）のヘルプデスクにメール（mailmail@education.jp）あるいは、サイト上の「お問い合わせフォーム」よりお問い合わせください。
（対応時間：平日9時～17時）

**2025年度の設定
(2025/8/1~2026/3/31)**

LINES

＜連絡メール２＞の活用について

(1) 入学までに何かご質問等ございましたら、下記メールアドレスまでお願いします。

旭中メールアドレス⇒ota.asahi5631@gmail.com

(2) 上記に関して、全体に関わることであれば「連絡メール２」を通じてお知らせいたします。

(3) 「連絡メール２」への登録状況を確認するために、テストメールを送信します。

- ・ 第１回登録状況確認メール……２月 ６日（金）
- ・ 第２回登録状況確認メール……２月２０日（金）

第２回の登録状況確認の際、登録されていない保護者の方には、小学校の担任を通して、再度、登録のお願いをさせていただく予定です。

「連絡メール２」は、本校における教育活動の連絡手段として活用しているものです。

お手数おかけしますが、登録のほどよろしくお願い申し上げます。

＜メモ欄＞

本校教育活動にかかわる生徒の氏名・ 肖像等の個人情報提供について（お願い）

太田市立旭中学校

本校では学校だよりや学年だより等を通じ、生徒の生き生きした姿を校外に向けて紹介しております。これらの活動において、生徒の氏名、写真、作品、活動の成果などを掲載する場合、肖像等個人情報の保護の観点から特別の配慮が必要であり、本校においてもその取扱いについて慎重を期すところであります。

つきましては、本校の教育活動に関わる生徒の肖像等の個人情報の提供について、ご承諾いただけましたら幸いです。

なお、本件にかかわる事例としては、以下が想定されます。

- ① 部活動の各種大会への参加申込書、選手名簿、

パンフレット等の氏名・写真の掲載

- ② 各種大会、各種コンクールの成績の記録集・結果一覧の氏名の掲載

- ③ 学校からの各種のたより、ホームページ（ブログ）等への氏名・写真の掲載

（写真については、個人が特定できないような写真を使用し、適度な「ぼかし」を取り入れます。）

- ④ 県教委、市教委、報道関係機関等への氏名・写真の資料提供

（各種大会、各種コンクールの結果、市教委発行の教育関係発刊の資料等）

保護者の皆様には、趣旨をご理解の上、入学後に配布される「家庭調査票」裏面の承諾書に必要事項を記入の上、担任宛にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、恐れ入りますが、承諾書は卒業まで有効とさせていただきますのでご了承ください。

太田市内でもスマホに関わるトラブルや犯罪が多発しています

スマホを持たせる場合は、
保護者が責任をもち、見守りと指導をお願いします。



1 「わが家のスマホルール」を必ず作ってください

子供の命や安全をトラブルから守るために最も大切なことは、家庭内のルールを作ることです。「ルールを守ることは、トラブルから自分を守ることであり」と保護者が責任をもって伝えてください。子供と話し合って必ずルールを作りましょう。家庭内のルールがある場合とない場合では、ある場合の方がトラブルに遭遇しにくい傾向が顕著に見られたという調査結果*が出ています。

*2022 年総務省「我が国における青少年のインターネット利用に係るペアレンタルコントロールに関する調査」

【ルールの例】

使用時間と場所を守る 個人情報や自撮り画像を送らない 人の悪口を書き込まない
夜9時以降は保護者の目の届くところに置く 知らない人に会わない など
※群馬県セーフネット標語「おぜのかみさま」も参考にしてください(裏面)。

2 フィルタリングを必ず利用してください

【3種類のフィルタリングの設定が重要です。】

- ① 携帯電話回線利用時のフィルタリング(携帯電話会社との契約)
- ② Wi-Fi など無線 LAN 利用時のフィルタリング
- ③ アプリ利用時のフィルタリング

【群馬県青少年健全育成条例第28条による保護者の役割】

- ① スマホ契約時に、18歳未満が使用者である旨を申し出ましょう
- ② フィルタリングについて説明を受けましょう
- ③ フィルタリングを使えるようにしましょう

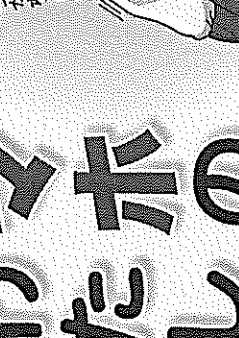


3 学力や生活習慣への悪影響があることを知っておいてください(資料裏面)

全国学力学習状況調査では、スマホを使用している時間が短い子供の方が正答率が高い、という結果が出ています。また、SNS への依存から生活習慣が乱れるケースも多く見られます。

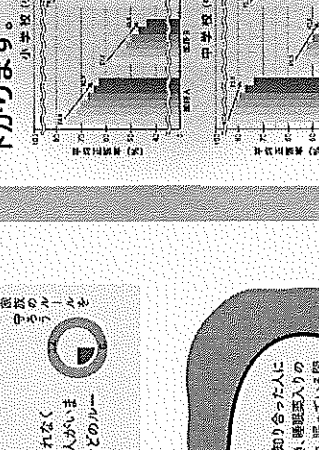
睡眠時間

夜使うと睡眠不足になり、体内時計が狂います(脳が昼と夜の区別ができなくなります)。



学力

スマホを使うほど、学力が下がります。



脳機能

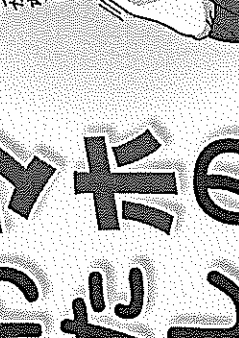
脳にもダメージが!!



スマホの時間 わたしは何を失ったか

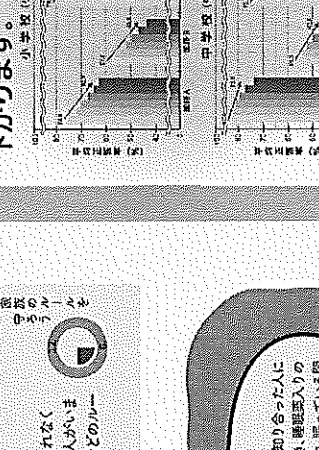
体力

体を動かさないと、骨も筋肉も育ちません。



視力

視力が落ちます(外遊びが目の働きを育てます)。



コミュニケーション能力

人と直接話す時間が減ります。



お

くらない。写真

一度ネット上に流出した写真を削除・回収することはできません。ネット上で知り合った相手からあなたの写真を送るよう言われたら送ってはいけません。

ぜ

ったいあわない。

ネット上で知り合った人とは会って犯罪に巻き込まれるケースがあります。ネットだけで交流をしている人に絶対に会いに行ってもいけません。

の

せない。個人情報

SNSに投稿したメッセージや写真から、住所や名前などが知られてしまい、悪用されることがあります。ネットに個人情報をのせてはいけません。

ま

もる。ルール

スマホやゲームに熱中し、朝起きられなくなったり、体調が悪くなったりする人がいます。家族で話し合って、利用時間などのルールを作って守りましょう。

か

きこまない。票口

ネットに票口やワソの投稿をしたり、他人が投稿した票口などを拡散したりすることは犯罪になることがあります。票口や悪意のある投稿を書き込みではいけません。

み

ない。有害サイト

ネットには有害で危険なサイトも存在します。ネットを安全・安心に利用するためにフィルタリングを設定し、有害サイトを見ないようにしましょう。

さ

がさない。出会い

ネットでは相手が年齢や性別を偽っていたり、本当の目的を隠していることがあります。ネット上で出会いを探したりしてはいけません。

本当にあった怖い話はなし

情報の拡散

小学生がゲームで知り合った女子中学生(本名は男)から複数の画像の交換を要求され、自分の盗撮画像を送信してしまい、それが拡散した。

犯罪被害

中学生がネット上で知り合った人に誘われて会いに行き、強盗侵入のグループを数人誘った。居る間、いじめや脅迫を繰り返された。

加害者になる

中学生がSNSに自分の写真や通話する高校生の名前などを投稿したところ、自宅や学校周辺で知らぬ人々から嫌がらせを受けた。

依存症になる

高校生がSNSで気に入らない匿名の票口や投稿を削除し、悪意のある投稿をしたところ、投稿したところから嫌がらせを受け、大泣きとなり訴えられた。

※一度ネットに出してしまった情報は一生、消すことはできません。

太田市における休日の部活動の地域展開について【令和8年度】

◎令和8年度は、以下のことに留意して、休日の部活動の地域展開を進めていきます。

○休日の部活動は、『単独部活動』『合同部活動』『おおた地域クラブ活動（認定地域クラブ活動）』の3つのカタチ（右図①～③）で行います。

○部活動には、これまでと同様に教職員等が顧問として携わります。

○引き続き、合同部活動の取組を広げていきます。

○認定地域クラブ活動の1つである『おおた地域クラブ活動』をモデル（試験的）実施し、地域展開のしくみを構築していきます。

※国は、部活動の改革期間をさらに延長し、令和13年度までに、休日の部活動の地域展開の実現を目指すよう指示しました。太田市は、引き続き、できるところから休日の部活動の地域展開を進めていきます。

『単独部活動』

- ・これまでと同様の「部活動」で活動します。
- ・平日も休日も教職員（顧問）や部活動指導員が指導します。
- ・また、部活動指導協力者も関わります。
- ・中体連の大会には、「自分の学校」で参加します。
- ・保険は、日本スポーツ振興センターを利用します。

『合同部活動』

- ・近隣校と合同でこれまでと同様の「部活動」で活動します。
- ・平日も休日も教職員（顧問）や部活動指導員が指導します。
- ・また、部活動指導協力者も関わります。
- ・中体連の大会には、「自分の学校」又は複数校で組む「合同チーム」で参加します。
- ・保険は、日本スポーツ振興センターを利用します。

※R7年度より実施⇒サッカー部（「西中・城西中」）
野球部（「西中・城西中・強戸中」「東中・旭中」）
「毛里田中・城東中・休泊中・北の杜」）
陸上競技部（「東中・南中・旭中」）

（仮）『おおた地域クラブ活動』

（学校部活動が母体の認定地域クラブ活動）

- ・学校部活動を母体とし、休日の練習（練習試合含む）において、認定地域クラブ活動（以下『おおた地域クラブ活動』表記）のモデルを設定して行います。
- ・令和8年度の指導は、地域の指導者（兼職兼業の教職員、市教委登録の指導者、スポーツ協会から派遣の指導者等）が行います。
- ・中体連の大会には、「自分の学校」又は複数の学校で組む「合同チーム」で参加します。
- ・『おおた地域クラブ活動』の地域の指導者と参加者は、保険に加入します。（※部活動ではないため、日本スポーツ振興センターの保険の対象外になります。）

※R8年度モデル実施⇒サッカー部（「西中・城西中」） 野球部（「東中・旭中」）
卓球部（木崎中） 陸上競技部（「東中・南中・旭中」） 柔道部（太田市内全中学校柔道部）

※学校毎に、どのカタチで行うかは異なります。カタチ①～③を併用して取り組む学校もあります。

【平日の活動】

学校部活動

【休日の活動】

おおた地域クラブ活動

令和8年度群馬県中学校体育大会（総体・新人）に
学校部活動以外の地域クラブ活動から参加を検討している
皆さんへ

群馬県中学校体育連盟

令和5年度より群馬県中学校体育大会（総体・新人）へ、地域クラブ活動に所属する生徒の参加が可能となっております。参加には、諸条件がありますので、下記の留意事項等をご確認ください。

群馬県中学校体育大会（総体・新人）の参加を認める地域クラブ活動とは

- 日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに適切に活動が行われていること。
 - 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは群馬県競技団体に登録されていること。
 - 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月スポーツ庁 発出）や『群馬県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について』を遵守していること。
 - （公財）日本中学校体育連盟及び群馬県中学校体育連盟の各競技部細則の定める条件を満たしていること。などの条件があります。
- その他、参加を認めるうえで条件があります。【詳細は群馬県中学校体育連盟のHPをご覧ください。】

※地域クラブ活動《以下、クラブという》

※群馬県中学校体育大会（総体・新人）とは、群馬県中学校総合体育大会・群馬県中学校新人大会のことをいい、参加を認める条件は、各都市大会にも適用されます。

◎ 大会参加への留意事項

☆クラブが参加する意向があるかどうかは、必ずクラブ代表者に確認してください。

☆上記の条件を満たしたクラブに所属し、本連盟の登録（4月15日登録締切）後、予選会への参加を認められた生徒が参加できます。

☆参加は、クラブの登録地区からとなります。

☆すべてのクラブが群馬県中学校体育大会（総体・新人）に参加できるとは限りません。

⇒競技によっては、郡市大会もしくはクラブ予選から参加し、勝ち上がらないと県大会に出場できない競技があります。

☆同一競技での大会の参加は、学校の部活動かクラブのどちらか一方で参加することとなります。

☆群馬県中学校体育連盟への登録期間は年間登録（4月1日～翌年3月31日まで）になります。

原則、年度途中の登録の変更は認められません。ただし、県総体後、大会出場人数が確保できない場合や特別な諸事情がある場合は、7月22日まで追加登録を認めます。追加登録できるクラブは、新規登録クラブとし新人大会に参加可能です。

⇒総体にクラブで参加した場合、新人大会を別の登録済みクラブに移籍して参加することはできません。

⇒総体に学校の部活動で参加した場合、新人大会を登録済みクラブに移籍して参加することはできません。

上記の内容を踏まえ、学校の部活動か地域クラブ活動のどちらで大会に参加するのか、家族等でよく相談してください。



令和9年度以降の全国中学校体育大会の規模縮小を受けての対応について

群馬県中学校体育連盟

近年、少子化の進行が深刻となり、中学生の数が減少し続けること、夏季の全中大会開催に際して、参加生徒の健康保持と安全な大会運営を図る上で、一層の暑熱対策が不可欠であること、これまでの大会運営に関わった教員の負担軽減を推進させることなどの理由から、大会の実施形態の見直しや開催する競技の縮減、大会規模の縮小等を見直すこととなりました。

そこで、令和9年度以降の全国中学校体育大会（全中）において、11競技（陸上競技、バスケットボール、サッカー、軟式野球、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ソフトボール女子、柔道、剣道）が実施されることとなります。これまでは、夏季16競技、冬季4競技の計20競技が実施されてきました。しかし、競技の縮減においては、9競技（水泳競技、ハンドボール、体操競技、新体操、ソフトボール男子、相撲、スキー、スケート、アイスホッケー）が対象となります。なお、スキーについては、令和11年度まで開催されます。詳しくは、下図を参照ください。

つきましては、中学校の運動部活動に入部した場合、現6年生は、中学2年生時、現5年生は、中学1年生時に全中大会から9競技が削減されます。そのことを踏まえたうえで、運動部活動の入部選択をしていただきますようお願い申し上げます。なお、関東大会や県大会については、引き続き開催する予定ですが、今後、上記の全中大会縮減理由のように、関東大会や県大会においても、同様な見直しが必要な状況も考えられます。県中体連としましても、各都県中体連や各競技部との連携を密にしながら、中学生にとってふさわしいスポーツ大会の在り方や適切な大会運営などについて、引き続き検討を重ねていきます。大会開催について変更があった場合は、学校を通じて周知いたしてまいります。ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

2027年度以降の 全国中学校体育大会実施競技

継 続	取 止 め
◇陸上 ◇バスケットボール	◇水泳 ◇ハンドボール
◇サッカー ◇バレーボール	◇体操 ◇新体操
◇軟式野球 ◇ソフトテニス	◇ソフトボール(男子)
◇卓球 ◇バドミントン ◇柔道	◇相撲 ◇スケート
◇剣道 ◇ソフトボール(女子)	◇アイスホッケー
	◇スキー(30年度以降)

R6.6.9 上毛新聞より

上記の内容を踏まえ、中学校の運動部活動の入部については、家族等でよく相談してください

